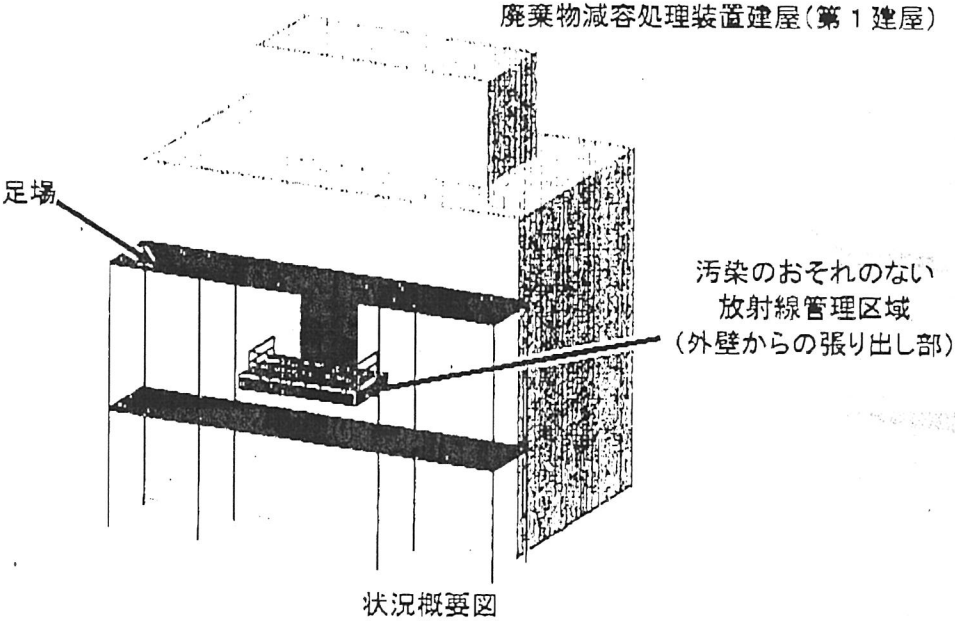


浜岡原子力発電所
汚染のおそれのない放射線管理区域作業における社内手続き漏れについて

2024年1月31日

発生場所	廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)(注1) 屋外 外壁からの張り出し部(汚染のおそれのない放射線管理区域(注2))
確認年月日	2024年1月30日
状況	<p>2023年11月16日から実施している、廃棄物減容処理装置建屋(第1建屋)外壁塗装のための足場設置作業では、汚染のおそれのない放射線管理区域(外壁からの張り出し部)での作業が含まれていたため、本来、当該放射線管理区域へ立ち入るための遵守事項の指示、あるいは放射線管理区域の一時的な解除といった放射線管理上の社内手続きが必要であったところ、その手続きを実施しないまま、2024年1月20日に作業員3名が当該張り出し部に立ち入っていたことを2024年1月30日に確認しました。</p> <p>立ち入った作業員3名は、被ばくがないことを評価により確認しております。なお、当該作業員3名は、個人線量計を着用し、作業をおこなっておりました。今後、本事故が発生した原因を調査し適切に対応してまいります。</p>
放射能の影響	本事故は外部への放射性物質の放出に関わる事故ではありません。



注1 発電所で発生する放射性固体廃棄物を減容するための焼却炉や熔融炉等を設置した建屋であり、第1建屋と第2建屋があります。

注2 汚染のおそれのない放射線管理区域とは、表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域のことです。

以上